企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置について (企業に勤めている方向け)

1. 特例措置の趣旨

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等が臨時休業等になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。

2. 特例措置の内容

小学校や保育所等が臨時休校・休園となった場合に使える割引券(2,200円/枚)を支給します。

〈平常時〉 〈特例措置〉

·**1**日の上限枚数 : 1枚/人 ⇒ <u>5枚/人</u>

· 1 か月の上限枚数: 24枚/家庭 ⇒ <u>120枚/家庭</u>

· 年間の上限枚数 : 280枚/家庭 ⇒ 上限なし

3. 対象者

下の①~③に当てはまる方が特例措置の対象になります。

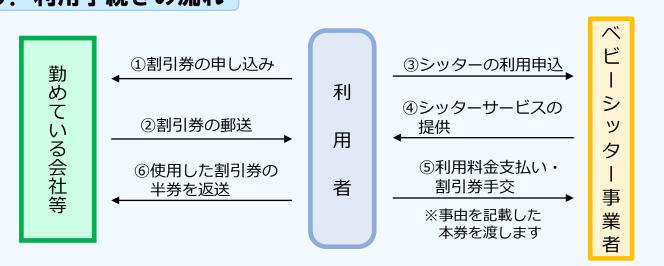
- ①民間企業等に勤めている
- ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子供の通う小学校や保育 所等が休校・休園等になっている

4. 利用手続き

- ①勤めている会社の福利厚生等の担当者に対して、必要な枚数 を申し込みます。
- ②会社から割引券を受け取ります。
- ③ご自身でベビーシッター事業者(全国保育サービス協会から認定を受けているものに限ります。※)に利用申込みを行います。
- ※全国保育サービス協会のホームページにて公表

- ④ベビーシッターの派遣を受けてサービスを利用します。
- ⑤サービス終了時に、必要事項を記入した割引券の本券をシッターさんに手渡します。
- (注意) 裏面の事由欄に休校等の理由を記載していないものは 特例措置分としての使用はできません。(記載例: 〇月〇日〇 〇小学校休校のため など)
- ⑥割引券の半券を勤めている会社に返却します。

5. 利用手続きの流れ



6. 利用の際の留意点

- 1回の利用料金が「割引券の使用枚数×2,200円以上」の サービスを対象とします。
 - 使用の例:10,000円→4枚利用可能、15,000円→5枚利用可能
- 令和2年4月1日以降に、割引券の交付前にベビーシッターを利用した場合については、一旦、利用料を全額支払ってください。

割引券が交付された後にベビーシッター事業者に割引券を提出することで、割引額の返還を受けることができますが、返還を受けるためには、利用日時と金額が確認できる領収書等が必要になるので、必ず保管しておいてください。

○ 特例措置として利用した割引券は、非課税所得になります。